

協会けんぽ 2024（令和6）年度決算（見込み）のお知らせ

2024年度の決算（見込み）の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2024年度決算（見込み） | 医療分（単位：億円）

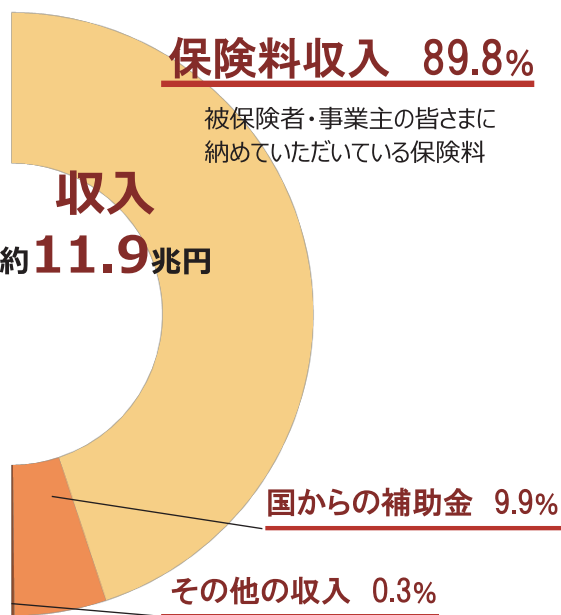
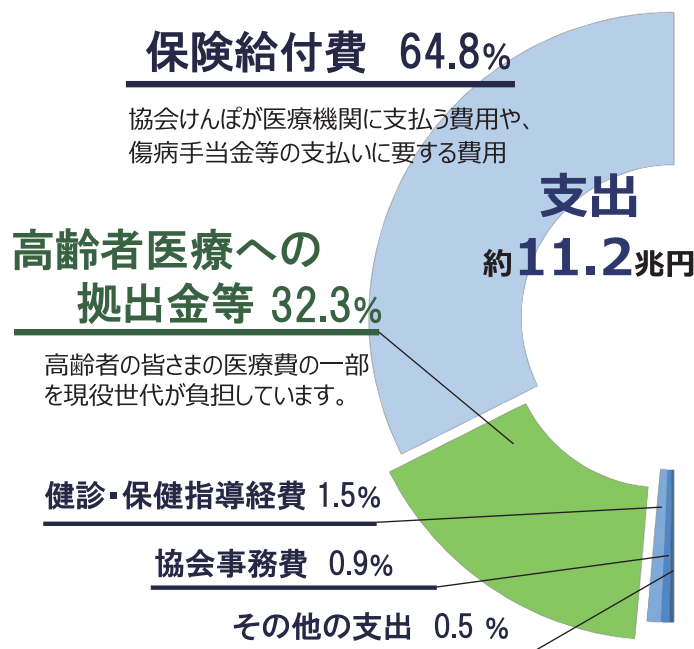
収 入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)

支 出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)

単年度収支差	6,586	(+1,923)
--------	-------	----------

※（ ）内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- ・ 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - ・ 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - ・ 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が高額に推移することが見込まれること
- 等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合に健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合に健康保険を使用されたときは、その治療費を負担していただくことがあります。

健康保険の対象になる場合

はり・きゅう

①神経痛、②リウマチ、③五十肩、④頸腕症候群、⑤腰痛症、⑥頸椎捻挫後遺症、⑦その他慢性的な疼痛を主症とする疾患で、**医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合。**

あんま・マッサージ

筋麻痺、関節拘縮等の症状が認められ、症状の改善を目的として、**あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けることを認める医師の同意がある場合。**

※いずれも、医師の同意は6か月ごとに必要です。

健康保険の対象にならない場合

はり・きゅう

病院、診療所などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても健康保険の対象にはなりません。※「治療」には湿布や薬の処方も含みます。

あんま・マッサージ

疲労回復、慰安目的、疾病予防のマッサージ等は健康保険の対象となりません。

交通事故などで健康保険を使用する場合は「第三者行為による傷病届」の提出をお忘れなく！

このような場面でけがをし、健康保険を使用する場合…

相手方がいる交通事故



他人が飼っている動物に噛まれた



他人からの暴力でけがをさせられた



「第三者行為による傷病届」を協会けんぽにご提出いただく必要があります！

本来、第三者の行為によりけがをしたときの治療費は、加害者が負担するのが原則です。

健康保険を使って治療を受けることはできますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うことになります。そこで、協会けんぽが後日、加害者に対して保険給付した費用を請求する際に「**第三者の行為による傷病届**」が必要になります。すぐに提出ができない場合には、取り急ぎ事故等の状況をお電話等でお知らせいただき、後日書類の提出をお願いいたします。

※仕事中または通勤途中のけがの場合、原則、健康保険を使って治療を受けることができません。管轄の労働基準監督署へご相談ください。

